

## 住居確保給付金受給中の求職活動について

住居確保給付金受給中の求職活動にかかる要件は以下のとおりです。

内容をよくお読みいただき、必要とされる求職活動を行ってください。

※令和4年5月より、求職活動要件を当分の間、以下のとおり緩和しています（下線部分）。

### 【求職活動等の要件について】

#### 【1】 離職・廃業された方

①ハローワークへの求職申込をしてください。

申込の方法等は、下記<参考>をご確認ください。

②常用就職を目指す就職活動をしてください。

「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」を提出していただきます。

③月に1回以上のハローワークにおける職業相談等を受けてください。

「職業相談確認票」の写しを提出していただきます。

当面の間、電話による相談も可とします。その場合、相談を行った担当者名と相談日を聞き取り、職業相談確認票に記入してください。

④月に1回以上の「中野くらしサポート」との面談をしてください。

⑤月に1回以上の企業等への応募・面接を実施して下さい。

②、③は毎回の「求職活動等状況報告書」送付時に合わせて提出して下さい。

④は、「求職活動等状況報告書」の郵送、電子データの送付及び電話による報告も可能です。

#### 【2】 休業等をされた方

①月に1回以上の中野くらしサポートとの面談をしてください。

①は、「求職活動等状況報告書」の郵送、電子データの送付及び電話による報告も可能です。

<参考>ハローワークへの求職申込方法

次のいずれかの方法にて、求職申込を行ってください。

- ・インターネット上で求職登録をする方法
- ・「求職申込書」に記入し、ハローワーク新宿へ郵送する方法

※下記リンク先より、求職登録ページへの遷移及び「求職申込書」のダウンロードが可能です。

※ハローワーク新宿の窓口での申込も可能ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記の方法による求職登録を推奨しています。

【ハローワーク新宿】

所在地：〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階

電話番号：03-5325-9593

求職申込ページはこちら

